平成２２年（フ）第１８３号
愛媛県松山市森松町1093番地６　フレグランス若王Ｂ201号
債務者　田中　　博
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２１１号
愛媛県上浮穴郡久万高原町大川3630番地
債務者　椎森　久男
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２２２号
愛媛県上浮穴郡久万高原町上黒岩2841番地１
債務者　客　　美穂
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第９２４号
高知市春野町西分2609番地１
債務者　西村　政展
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９２６号
高知市西秦泉寺345番地２
債務者　西村　順子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９２７号
高知市春野町西分2609番地１
債務者　西村　真世
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２９号
福岡県八女市馬場919番地１　好荘アパート１Ｆ１号室
債務者　宮原　輝次
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第１９号
大分県速見郡日出町大字藤原1733番地Ｒ壱番館105号室
債務者　抜屋　利昭
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
宮崎市吉村町大町前甲2254番地１　浜田コーポ202号
債務者　清　　律子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４７号
宮崎市清武町加納乙498番地１　ヴィラマリンＢ棟102号
債務者　西田　和俊（旧姓米谷）
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５４号
宮崎市神宮２丁目２番85号　神宮シティハイツＥ401号
債務者　青野　　力
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１７１号
宮崎市希望ケ丘３丁目38番17号
債務者　中元　和代
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１０号
福島市仁井田字前林川原３番地の10
債務者　高橋　　誠
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１８号
石川県小松市吉竹町ヌ６番地１　メゾンいこい101号、従前の住所石川県加賀市山中温泉菅谷町へ107番地１　田中実アパート１号室
債務者　浦田　勝利
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第９１号
長野県松本市筑摩４丁目９番22―102号
債務者　関　　梓
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１０１号
長野県松本市筑摩３丁目11番30号
債務者　髙橋富美子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１２３７号
名古屋市緑区桃山２丁目72番地　第２富士１Ｃ号
債務者　東川　竜司
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２４号
奈良市芝辻町４丁目９番地の７　プランヴェール奈良新大宮404号
債務者　井上　　猛
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
奈良地方裁判所